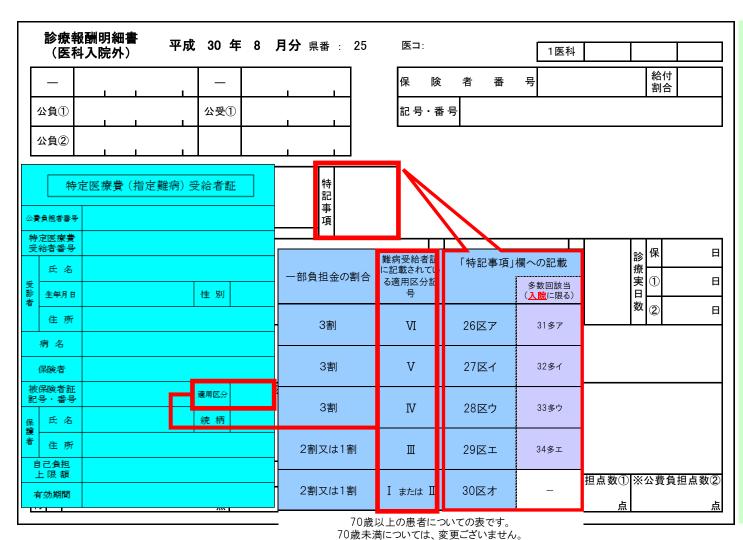
「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正についての中において、難病受給者の受給者証等に所得区分が記入されるまでの間の取扱いについて次のように示されています。

『難病法による特定医療及び小児慢性特定疾病医療支援の受給者証等に所得区分が記入されるまでの間の取扱いの延長について」(平成28年2月2日保医発0202第1号)は、引き続き適用するが、「特記事項」欄への記載について、高額療養費制度の見直し(平成30年8月施行分)に伴い一部変更するので留意すること。なお、この取扱いについては、健康局難病対策課と協議済みであること。』

※文中「この取扱い」とは、右下黄緑枠内のとおりです。



医療機関における難病法による特定医療及び小児慢性特定疾病医療支援の受給者証の 提示パターンとレセプトの取扱いについて(平成30年8月1日以降、当面の間適用)

【所得区分の受給者証への反映ができている場合】

提示パターン	レセプトの「特記事項」欄への記載と取扱い
反映後の受給者証	受給者証の所得区分に応じた記載とする

【所得区分の受給者証への反映ができていない場合】

		提示パターン	レセプトの「特記事項」欄への記載と取扱い
	① 反映前の受給者証(受給者証に所得載がないもの)のみ	反映前の受給者証(受給者証に所得区分の記	[70歳未満の場合] 特記事項へは記載しない
		載がないもの)のみ	[70歳以上の場合] 「29区工」を記載する
	2	反映前の受給者証+「3割」(現役並み所得 者の記載がある高齢受給者証等)	「26区ア」を記載する
	3	反映前の受給者証+限度額適用認定証または 限度額適用・標準負担限度額認定証	限度額適用認定証または限度額適用・標準負担減額認 定証に応じた記載とする

※所得区分への受給者証への反映にについては、有効期限で確認できます。